
研究報告

罪過による投票権剥奪研究のためのデータベース作成

学習院大学法学部 庄 司 香
学習院大学法学部 磯 崎 典 世

本研究は、2010年度計算機センター特別研究プロジェクト「新しい統計手法による選挙分析」として助成を受けた研究のうち、庄司が担当した「罪過による投票権剥奪」研究部分のデータベースの完成を目指したものである。以下、その進捗を報告する。

アメリカは、刑務所に収監されている者の対人口比が世界でも突出して高い国であるが、ほとんどの州で重犯罪により服役中の者による投票が禁じられている。さらに、過半数の州で、保釈・保護観察中の者の投票権も剥奪されている。そのうえ、重犯罪者の場合、服役が完了したあとも投票権の回復が非常に困難な州が多くあり、実質的に生涯投票権を回復できない人びとを多くの州が大量に抱えている。近年では、2010年の中間選挙で500万人以上の人々がこうした罪過を起因とする投票権剥奪に直面していることが話題となった。

問題は、こうした罪過による投票権剥奪の対象となる集団に人種・民族的なマイノリティへの大きな偏りがあることである。例えば、黒人男性の実に1割以上が投票権を奪われている。アメリカの黒人有権者は圧倒的に民主党に投票する傾向がある有権者集団であるため、こうした投票権剥奪の実態は、公民権の不当な剥奪という側面に加え、選挙結果に一定の影響を及ぼしているのではないかという観点から、その政治的影響についても議論されてきた。

こうした、本来の刑罰に明示的に含まれていないにも関わらず副次的に生じている投票権剥奪の問題に対して、アメリカ社会でも徐々に注目が高まり、1997年から2010年の間に約半数の州において、重犯罪者の投票権に対する制限を緩和する法改正が行われた。そのため、法改正がもたらす影響に注目が集まっているが、州ごとに刑法制度が異なり、受刑者に関するデータの公開に必ずしも積極的でない州も多いなか、全国的にこうした受刑者データはまとめられていない。ゆえに、選挙権剥奪（あるいはその改善）が、州以下のレベルの選挙にどのような影響を与えうるのか、今まで詳しく検証されてこなかった。

本研究はこうした刑事政策と選挙政治の狭間で観察される現代アメリカにおける投票権剥奪問題の分析に、データ作成の面からまず貢献し、このデータを公表するとともに、新たな知見を導き出すことを目指してきた。もともと2010年度計算機センター特別研究プロジェクト「新しい統計手法による選挙分析」のもとでは、罪過による投票権剥奪と選挙結果の相互作用を分析するため、以下のようなデータベース作成を当初予定した。①アメリカの3州（フロリダ、ジョージア、テキサス）を対象に、1972～2008年の間、もし服役・保護観察・保釈中の者が投票権を与えられていたらど

う投票していたかシュミレーションするために、罪過により投票権を奪われていた人のデータベース（人種・民族的属性情報を含む）を作成。② 2000年以降、州議会が元囚人への投票権を認める法改正を行った5州（ニュー・メキシコ、アラバマ、ネヴァダ、ネブラスカ、メアリーランド）の、州議会議員の選挙結果のデータベース化。

しかし、データベース作成を行う過程で、（元）受刑者の投票権をめぐり多くの州で過去10年間に様々な改革が行われたことがわかり、より重要な事例をカバーし、有意義な比較を可能にするために、以下のような変更を加えることとした。つまり、①については、法制度改革前後の比較を可能にするため、2008年に法改正を行なった州のうち、特に黒人選挙権剥奪率の高いケンタッキー州を追加し、②については、1997～2010年の間に、投票権の終身剥奪を廃止または修正した9州を対象を拡大することとした。

最終的に、①については、各州政府や関連非営利団体とやりとりするなかで、州により州政府がデータを収集していない時期や整理して公開していない時期もあり、現時点でデータ作成はまだ不完全な状態である。また、入力済みデータのダブルチェックにも時間がかかっており、これを今後どのような形で完成させ公開していくか、限られた数州のデータだけでどのような分析が可能か、現在検討中である。②の州議会データの作成についてはほぼ完了したが、これを活用した分析と論文の公表まで研究助成期間に進めることができなかった。この年報の場に研究成果の最終報告が間に合わなかったことは非常に残念だが、論文の執筆やデータの公表に向けて、現在鋭意作業中である。